

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 127.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 112.5」に、「100 分の 107.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 107.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 92.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 127.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 112.5」に、「100 分の 72.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 72.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 62.5」に、「100 分の 107.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 107.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 92.5」に、「100 分の 62.5」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 62.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 52.5」に改める。

第 2 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 127.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「6 月に支給する場合においては 100 分の 107.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 92.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中

「6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」を「100分の120」に、「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の62.5」を「100分の67.5」に、「6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」を「100分の100」に、「6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市職員の給与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。